

姫路警察署

管内の交通情勢

管内の特徴として、JR姫路駅周辺に大型商業施設、みゆき通り商店街等の商店が立ち並び、また姫路城周辺には学校や民家も多く、自動車や自転車、歩行者も多いことから、交通流の錯綜によって自転車の通行には注意を払う必要があります。自転車の関係する交通事故は、商業地区等の交差点における出会い頭の事故、幹線道路における横断中の事故、その他自転車通行可能な比較的広い歩道において歩行者との接触事故が発生しています。

自転車指導啓発重点地区・路線(姫路警察署管内)



番号	地区 路線	地区又は 路線の名称	路線区間	延長 距離	選定理由
1	地区	みゆき通り商店街			姫路駅前の歩行者が集中するエリアのため自転車の通行が禁止されており、自転車利用者に対する住民等からの苦情や指導取締りの要望も多いエリアであることから選定しています。
2	路線	石倉玉田線	横関交差点 ～ 県立大学(工学部)付近	1,600	区間内に兵庫県立大学、東洋大姫路高等学校があることから自転車の利用者も多く、歩行者と自転車利用者が輻輳し、また、自動車の交通量も多く危険性が高いことから選定しています。
3	路線	国道2号	綿町付近 ～ 下寺町付近	660	区間内の道路両側端には歩道が整備されており、自転車の歩道通行が可能となっていますが、周辺には民家や集合住宅の他、企業や店舗も多く、歩行者と自転車利用者が輻輳することから選定しています。
4	路線	砥堀本町線	城見台公園前交差点 ～ 姫路医療センター前交差点	400	区間内の道路両側端には歩道が整備されており、自転車の歩道通行が可能となっていますが、周辺には複数の学校、民家が立ち並び、通勤通学の歩行者と自転車利用者が輻輳することから選定しています。



令和6年中、姫路警察署管内において自転車に関係する人身交通事故が252件発生しています。自動車の交通違反だけが原因ではなく、信号無視、一時停止場所における一時不停止、携帯電話を見ながら運転すること等、自転車利用者の交通違反が原因になっている交通事故も目立ちます。

● 自転車を利用する人は次の点に気を付けましょう！

- 1 **ヘルメットをかぶりましょう！**
自転車ヘルメットの着用が努力義務化されました。万が一の時のためにもヘルメットを着用しましょう。
- 2 **歩道は歩行者優先！**
自転車通行可の歩道でも車道側をゆっくり走行し、歩行者の妨害をしないようにしましょう。
- 3 **ながら運転は危険！**
携帯電話等の「ながら運転」が罰則強化されました。運転中は使用しないようにしましょう。
- 4 **「止まれ」では確実に一時停止を！**
「止まれ」での一時停止は自転車も義務です。また、見通しの悪い場所でも安全のため一時停止しましょう。
- 5 **夜間はライトを点けましょう！**
自転車のライトは自身の存在のアピールにもなります。必ず点灯させて運転しましょう。
- 6 **飲酒運転の禁止！**
酒酔い運転だけではなく酒気帯び運転も罰則化されました。少しでもお酒を飲んだ時は運転してはいけません。